

議案第155号

訴えの提起について

次のとおり、建物明渡請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成23年9月5日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 * * * * *

* * * * *

2 請求の要旨

被告となるべき者らは、建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで、本市は、被告となるべき者らに対し、本件市営住宅に係る市営住宅明渡請求書を送付し、本件市営住宅の明渡しの請求を行った。

しかしながら、被告となるべき者らは、その後も明渡しをしないため、建物明渡請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、被告となるべき者らの母（以下「旧使用者」という。）に対し、平成7年4月18日付けで建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）の住宅使用の承継を許可したが、旧使用者は、その後死亡した。
- 2 ****は、本件市営住宅に旧使用者と同居していたが、旧使用者の死亡後に住宅使用の承継に係る本市の許可を受けず、現在も何ら権原なく本件市営住宅を占有している。
- 3 ****は、旧使用者との同居に係る本市の許可を受けずに本件市営住宅に居住し、現在も何ら権原なく本件市営住宅を占有している。
- 4 被告となるべき者らは、本市の再三にわたる退去の要求にもかかわらず、これに応じなかったため、本市は、平成23年3月30日付けで被告となるべき者らに、市営住宅明渡請求書を送付し、本件市営住宅を同年7月4日までに明け渡すよう請求した。
- 5 しかしながら、被告となるべき者らは、期限までに本件市営住宅の明渡しをせず、その後も本市の明渡請求に応じないため、建物明渡請求の訴えを提起するものである。